

平成31年度

国保事業費納付金等の本算定結果について

納付金算定のイメージ

市町が県に納める納付金は、県全体で必要となる納付金総額に各市町の所得シェアや被保険者数シェア、医療費水準などを反映させて算定する。

①県全体の納付金算定

医療費等の支出見込みから公費等の収入見込みを控除して必要となる納付金総額を推計

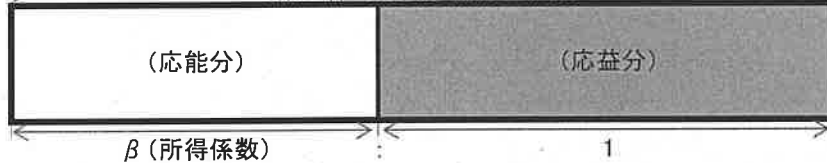
＜県全体の国保財政収支見込み＞
(支出) (収入)

保険給付費 (医療費等)	公費等収入
	県全体で必要な 納付金総額

②応能分と応益分に按分

- ・納付金総額を所得に応じて配分する応能分と人数・世帯数に応じて配分する応益分に按分
- ・按分の比率(応能:応益)は、 $\beta:1$

＜県全体で必要な納付金総額＞



標準の β を使用
(愛媛は約0.7)

③市町ごとの納付金算定 (下図は3方式の場合)

- ・応能分は市町ごとの所得シェア(市町ごとの所得総額/県全体の所得総額)に応じて配分
- ・応益分は市町ごとの被保険者数シェアと世帯数シェアに応じて配分



・3方式を採用

・均等割と平等割
の比率は7:3

④市町ごとの医療費水準の反映

- ・医療費水準の低い市町の納付金の額は減額
- ・医療費水準の高い市町の納付金の額は増額
- ・医療費指数反映係数($\alpha=0\sim 1$)で医療費水準反映させる程度を調整

医療費水準の差を
最大限反映($\alpha=1$)



【医療費水準の想定】

A市:医療費水準(低)、B市:医療費水準(高)、C町:医療費水準(平均)

【参考】

《市町ごとの納付金の算定式》

県全体の納付金総額 $\times [1 + \alpha \times (\text{年齢調整後医療費指数} - 1)] \times (\beta \times \text{所得シェア} + \text{人数シェア}) / (1 + \beta) \times \gamma$

α (医療費指数反映係数)

納付金算定において、市町の年齢調整後の医療費水準をどの程度反映させるかを調整する係数

※ $\alpha = 1$...年齢調整後の医療費水準を納付金の配分に全て反映

※ $\alpha = 0$...医療費水準を納付金の配分に全く反映させない

β (所得係数)

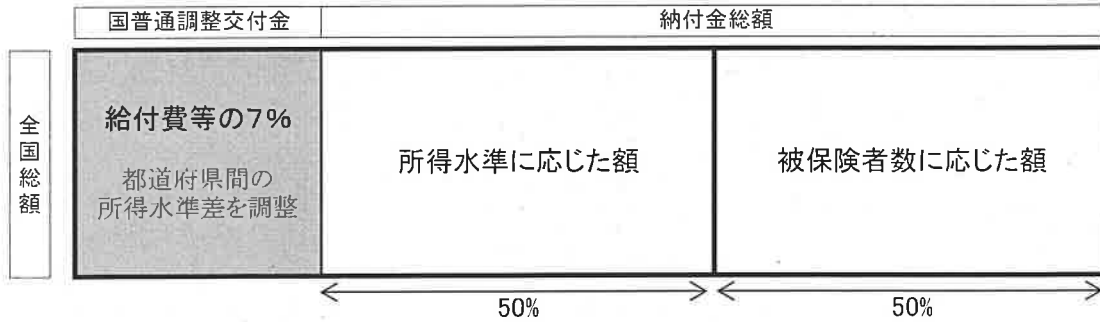
納付金及び標準保険料率の算定において、所得等に応じた配分(応能)と人数等に応じた配分(応益)の割合を調整する係数(応能:応益 = $\beta:1$)

γ (調整係数)

市町ごとの納付金の総額を県全体の納付金総額に合わせるための調整を行う係数

納付金算定における所得係数(β)の設定について

1. 全国ベースでの負担のイメージ



・納付金の「所得水準に応じた額」と「被保険者数に応じた額」の比率は、50:50
 ・国普通調整交付金は、都道府県間の所得水準を調整する役割(同じ医療費水準であれば同じ保険料率となるように交付)

2. 国普通調整交付金の交付イメージ

A 県	国普通調整交付金	応能分 60%	応益分 50%
B 県		応能分 40%	応益分 50%
C 県		応能分 50%	応益分 50%

・都道府県間の医療費水準が同じであれば、同じ保険料率となるように国普通調整交付金が交付される。



・国普通調整交付金は、都道府県の所得水準差による応能分の凹凸をならす形で交付されるため、標準のβが原則(標準的な応益負担、応能負担を実現)
 ・市町とも標準のβを採用することで合意

(任意のβを設定した場合の影響)
 ・標準のβよりも大きな値を設定・・・応能分割率が標準を上回り、所得水準の高い市町の負担が増加する。(所得水準の低い市町の負担は減少)
 ・標準のβよりも小さな値を設定・・・応能分割率が標準を下回り、所得水準の高い市町の負担が減少する。(所得水準の低い市町の負担は増加)

(参考)
 他県の検討状況・・・96%の都道府県が標準のβを採用(H30算定)

納付金の配分方法について

1. 配分方法について

以下の2～4方式のいずれかで市町ごとの納付金の配分方法を決定する。

配分方法		2方式	3方式	4方式
応能	所得割	○	○	○
	資産割			○
応益	均等割 (人数割)	○	○	○
	平等割 (世帯割)		○	○

県内市町の保険料賦課方式は4方式が多数ではあるが、資産割には問題点が指摘されていることなどから、3方式を採用し、配分比率については保険料賦課割合に準じることで市町とも合意。

2. 配分割合について

保険料の賦課基準割合

配分方法		2方式	3方式	4方式
応能	所得割	50%	50%	40%
	資産割			10%
応益	均等割 (人数割)	50%	35%	35%
	平等割 (世帯割)		15%	15%

(参考)

県内市町の保険料賦課方式

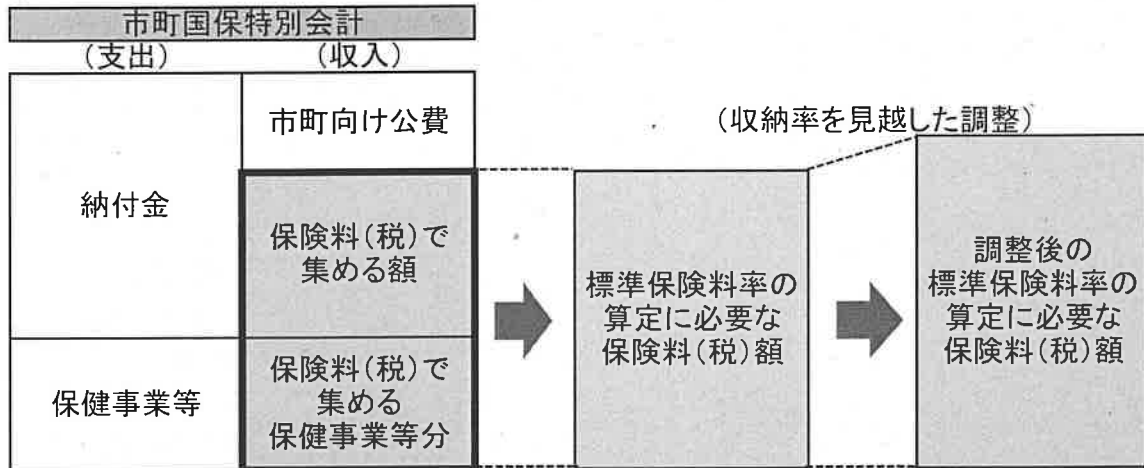
- 2方式・・・なし
- 3方式・・・6市町
- 4方式・・・14市町

資産割の問題点

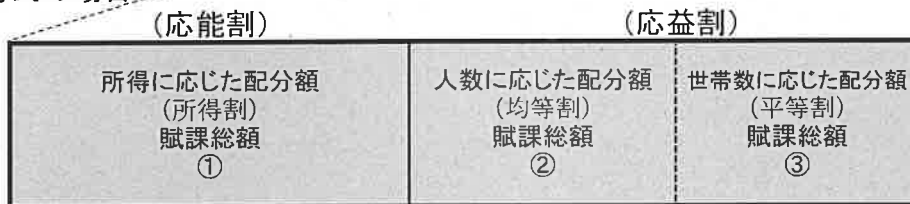
- ・固定資産以外の資産や市町村外に所有する資産が賦課対象外となり不公平感がある。
 - ・自宅のみ(収入を生まない資産のみ)の高齢世帯(増加傾向)の負担増につながる。
 - ・不動産収入は所得割に算定されるため二重徴収が指摘されている。
- など

県内統一の標準保険料率設定イメージ

県が算定した納付金の額に市町独自の事業(保健事業や任意給付など)に要する経費や市町に直接交付される公費等の収入を加減し、保険料として集めるべき額を算定、その額を賦課方式に当てはめて、標準保険料率を設定する。



※以下、3方式の場合



《標準保険料率が決定》

所得割率 (①÷所得総額)	均等割額 (②÷被保険者数)	平等割額 (③÷世帯数)
〇%	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円

(参考)

上記の県内統一の標準保険料率に加え

- ・各市町の現状の算定基準に基づく標準的な保険料率
 - ・全国統一の算定基準に基づく都道府県標準保険料率(都道府県比較)
- についても設定する。

国保事業費納付金の徴収に関する諮問・答申について

国保事業費納付金の徴収に関する答申（H29.11.20）の内容

諮問事項及び論点		答 申
所得係数「 β 」	納付金総額の応能配分額と応益配分額の比率を決定する β の値をどう設定するか。	標準の β (全国平均所得を1とした場合の県平均所得)
市町への配分方法 (2～4方式)	2～4方式のいずれを採用するか。 ○2方式(所得、人数シェアに応じた配分) ○3方式(2方式+世帯シェアに応じた配分) ○4方式(3方式+資産シェアに応じた配分)	3方式
均等割、平等割の比率	応益割配分額のうち均等割と平等割の比率をどう設定するか。	(均等割：平等割) 7：3
医療費指数 反映係数「 α 」	市町の納付金に医療費水準の違いをどの程度反映させるか。 $\alpha = 0 \sim 1$ (反映しない～最大限反映)	$\alpha = 1$ (医療費水準を最大限反映)
保険料 激変緩和措置	激変緩和の措置条件(自然増+ α)をどう設定するか。	市町ごとの1人当たり保険料必要額が、医療給付費等の自然増による伸び率を超過する場合、超過部分を激変緩和の対象とする。

H31 納付金等算定に係る説明資料

H31年度 納付金等算定の前提条件(その1)

市町ごとの納付金額及び保険料必要額の算定については、愛媛県国民健康保険運営協議会の答申どおりの設定で行った。

《納付金試算の前提条件》

α の値	β の値	配分方式	均等：平等
$\alpha=1$	β ＝標準	3方式	7：3

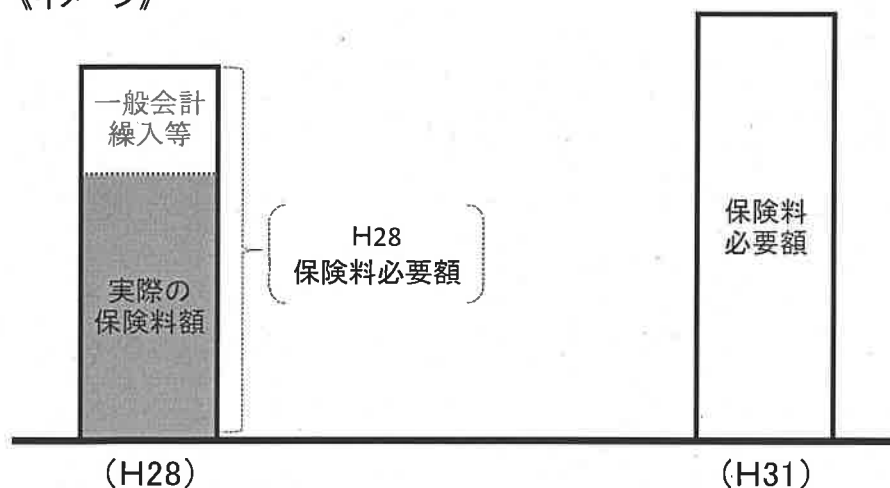
《保険料必要額試算の前提条件》

- 1 平成31年度の保険料必要額（本来、保険料で集めるべき額）を算定
- 2 市町ごとの年齢調整後の医療費水準、所得水準等を反映
- 3 平成31年度に予定されている1,700億円の公費拡充のうち、現時点で国から配分額が示されている1,600億円分を反映
- 4 決算補填目的の一般会計からの法定外繰入等を行っていない前提
- 5 保険料水準が医療給付費等の自然増の伸び率（1年当たり2.1%）を超えて増加する市町に対しては、超過部分を減額する激変緩和措置を実施

○実際の保険料額との差異

実際の保険料額は、市町の一般会計繰入等により減額している場合があるため、保険料必要額よりも低い水準にある。

《イメージ》



《標準保険料率の設定条件》

β の値	賦課方式	均等：平等
β ＝標準	3方式	7：3

H31年度 納付金等算定の前提条件(その2)

1 医療費等の推計

31年度に県全体で必要となる医療費等については、28年4月～30年8月までの実績伸び率の推移を踏まえて推計を行った。

保険給付費(医療費)	1,085億円
後期高齢者支援金	174億円
介護納付金	65億円

2 国費等の収入見込み

31年度の国費等収入額については、国から提示された係数等を踏まえて以下のとおり見込んでいる。

前期高齢者交付金	471億円
国 費	401億円
定率負担	254億円
普通調整交付金	111億円
保険者努力支援制度交付金(県分)	6億円
保険者努力支援制度交付金(市町分)	6億円
その他	24億円
県 費	83億円
その他	3億円

保険料負担の激変緩和措置について

平成30年度の国保制度改革の本格施行によって、追加公費が投入（1,700億円）されたため、国保制度改革前に比べると、保険料の上昇抑制効果が期待される。

ただし、これまでは、制度改革前は、市町の医療費や前期高齢者割合などに応じ、市町個別に交付されていた公費等が、平成30年度以降、財政運営の仕組みが変わる（納付金方式の導入等）ことによって、市町によっては公費等の収入が減少し、保険料負担が大きく増加する場合がある。



このため、制度改革によって被保険者の保険料負担が急増することがないように、以下のとおり重層的な激変緩和措置が講じられている。

①国の激変緩和財源の活用

追加公費1,700億円のうち激変緩和財源(250億円)と、追加の激変緩和財源(100億円)の計350億円を活用

※国から提示された愛媛県配分額(約4億円)

31年度納付金算定では①の段階で激変緩和が完了

②県繰入金の活用

県の公費負担（給付費の9%相当）の一部を激変緩和に活用

※激変緩和に活用した分、繰入金本来の用途が減少

③財政安定化基金の活用

②による激変緩和を行った場合、激変緩和用特例基金（H35年度までの時限措置）を活用して繰入金減少分を補填

※全国で300億円規模(愛媛県:約3.4億円)

※激変緩和の対象となる市町

県は、医療費の自然増等を考慮した一定割合を定め、市町ごとに平成28年度（国が定める激変判定の基準年）と平成31年度の1人当たり保険料必要額の丈比べを行い、一定割合を超えて増加する市町に対し、激変緩和措置を実施する。

・今回の算定では一定割合を1年当たり2.1%に設定

激変緩和の文比べにおける一定割合(自然増+α)の設定

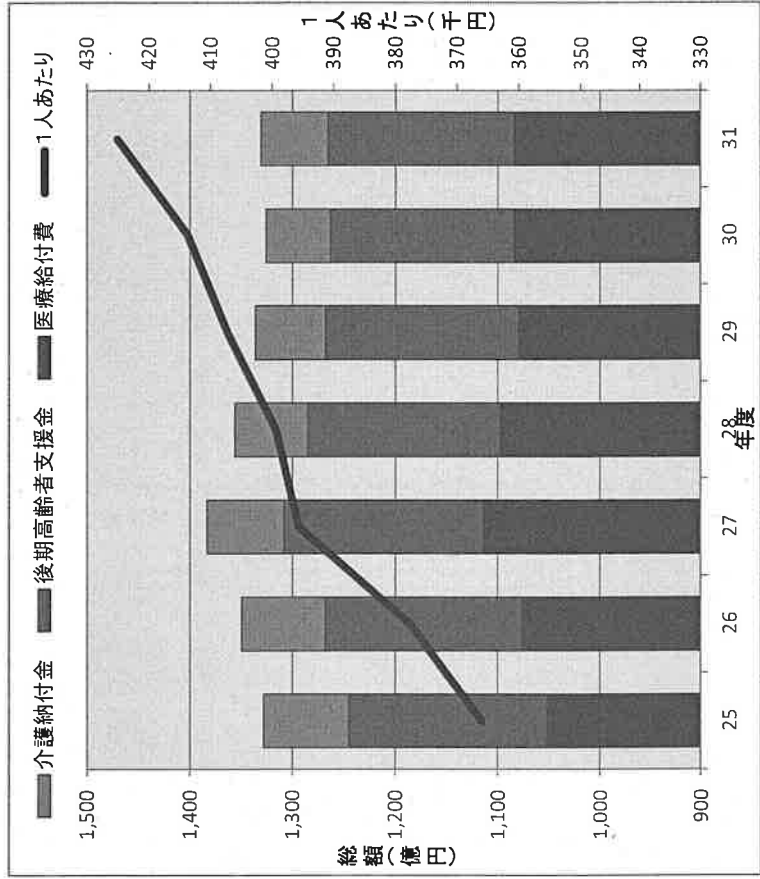
年度	医療給付費		後期高齢者支援金		介護納付金		医療給付費等 (円)	一般 被保険者数 (人)	1人あたり 給付費等 (円)	伸び率
	医療給付費	(年報)	後期高齢者支援金	(確定額)	介護納付金	(確定額)				
25	105,263,331,422	(年報)	19,228,316,943	(確定額)	8,358,402,192	(確定額)	132,850,050,557	362,881	366,098	-
26	107,645,099,305	(年報)	19,142,380,268	(確定額)	8,209,234,530	(確定額)	134,996,714,103	357,520	377,592	3.14%
27	111,427,555,787	(年報)	19,386,868,629	(確定額)	7,559,723,034	(確定額)	138,374,147,450	349,704	395,689	4.79%
28	109,725,577,456	(年報)	18,774,050,904	(確定額)	7,137,854,902	(確定額)	135,637,483,262	339,611	399,391	0.94%
29	108,034,779,515	(年報)	18,739,011,148	(確定額(推計))	6,857,830,144	(確定額(推計))	133,631,620,807	328,087	407,305	1.98%
30	108,470,883,531	(推計)	17,838,434,709	(概算額)	6,284,256,412	(概算額)	132,593,574,652	320,511	413,694	1.57%
31	108,462,191,197	(推計)	18,102,516,634	(概算額(推計))	6,537,612,052	(概算額(推計))	133,102,319,883	313,125	425,077	2.75%

※ 医療給付費(年報値)は、支払義務額(年報)表(1)(続)から算出

都道府県は、激変緩和措置の基準として、毎年度、一定割合(自然増+α)を設定することとされている。各市町村の標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)が一定割合以上増加すると見込まれる場合には、激変緩和財源を活用して当該市町の納付金総額を減額することで激変を緩和する。

○今年度の一定割合について
 <自然増>

昨年度と同様、医療給付費のほか、後期高齢者支援金及び介護納付金も含めた全体の給付費等の1人あたり金額の伸び率を踏まえ設定。激変緩和の基点となる28年度から31年度までの平均伸び率である2.1%とした。



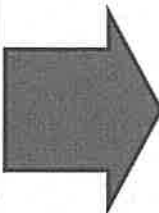
H31年度保険料必要額等の算定結果

31年度の県内市町国保の保険料水準の算定した結果、1人当たり保険料必要額は、県平均で96,368円となり、制度改革前の28年度（94,258円）と比較して、1年当たり0.7%の増。

28年度 (基準年)	31年度 (対28増減額)	対28 単年増減率	〔 30年度は △1.8% (対28単年増減率) 〕
94,258円	96,368円 (+2,110円)	+0.7%	

○市町別納付金及び保険料必要額の状況

激変緩和対象	市町名	H31納付金					H31保険料必要額			
		(激変緩和前)		(激変緩和後)			(激変緩和前)		(激変緩和後)	
		(d) 納付金総額 (千円)	1人当たり納付金額 (円)	(d) 納付金総額 (千円)	1人当たり納付金額 (円)		(e) 保険料必要総額 (千円)	1人当たり保険料必要額 (円)	(e) 保険料必要総額 (千円)	1人当たり保険料必要額 (円)
	松山市	13,241,717	124,484	13,241,716	124,484	10,114,239	95,083	10,114,239	95,083	
	今治市	5,245,106	134,297	5,245,106	134,297	3,824,483	97,924	3,824,483	97,924	
	宇和島市	2,556,890	112,475	2,556,890	112,475	2,095,811	92,193	2,095,811	92,193	
	八幡浜市	1,401,170	146,321	1,401,170	146,321	1,079,843	112,766	1,079,843	112,766	
	新居浜市	2,989,635	125,184	2,989,635	125,184	2,308,483	96,662	2,308,483	96,662	
	西条市	3,090,580	126,259	3,090,580	126,259	2,435,898	99,514	2,435,898	99,514	
	大洲市	1,328,218	125,540	1,328,218	125,540	992,697	93,828	992,697	93,827	
○	伊予市	1,311,984	152,627	1,159,706	134,912	958,018	111,449	805,740	93,734	
○	四国中央市	2,568,555	152,400	2,474,560	146,823	1,882,491	111,694	1,788,496	106,117	
	西予市	1,070,072	104,489	1,070,072	104,489	889,152	86,823	889,152	86,823	
	東温市	851,400	125,409	851,400	125,409	689,851	101,613	689,851	101,613	
○	上島町	321,430	169,174	281,553	148,186	230,786	121,467	190,908	100,479	
	久万高原町	314,466	142,421	314,466	142,421	236,172	106,962	236,172	106,962	
○	松前町	945,768	144,238	854,593	130,333	730,746	111,445	639,571	97,540	
○	砥部町	641,455	121,373	624,865	118,234	504,036	95,372	487,446	92,232	
	内子町	479,061	110,536	479,061	110,536	392,091	90,469	392,091	90,468	
○	伊方町	393,312	133,101	393,253	133,081	315,169	106,656	315,110	106,636	
	鬼北町	284,998	103,335	284,998	103,335	228,112	82,709	228,112	82,709	
○	松野町	104,800	97,579	101,799	94,785	82,117	76,460	79,117	73,666	
	愛南町	652,234	94,581	652,234	94,581	581,882	84,379	581,882	84,379	
	県全体	39,792,850	127,083	39,395,873	125,815	30,572,079	97,635	30,175,102	96,368	



- 市町の独自経費を加算
- ・保健事業
- ・出産育児諸費
- ・葬祭諸費 等
- 市町の直接収入を減算
- ・安定化支援事業 (地財措置)
- ・基盤安定繰入金 (支援分)
- ・保険者努力支援制度 等
- 前期高齢者交付金精算を加減算
- 29年度の精算額

1人当たり保険料必要額の基準年(H28年度)との比較

激変緩和対象	市町名	28年度 (基準年) (円) ①	激変緩和措置なし			激変緩和措置(一定割合2.1%)		
			31年度 (円) ②	変動額 (円) ②-①	単年伸び率 (%) ②-①	31年度 (円) ②'	変動額 (円) ②'-①	単年伸び率 (%) ②'-①
	松山市	91,310	95,083	3,773	1.4	95,083	3,773	1.4
	今治市	95,169	97,924	2,755	1.0	97,924	2,755	1.0
	宇和島市	97,717	92,193	▲ 5,524	▲ 1.9	92,193	▲ 5,524	▲ 1.9
	八幡浜市	112,199	112,766	567	0.2	112,766	567	0.2
	新居浜市	92,818	96,662	3,844	1.4	96,662	3,844	1.4
	西条市	95,019	99,514	4,495	1.6	99,514	4,495	1.6
	大洲市	98,084	93,827	▲ 4,257	▲ 1.5	93,827	▲ 4,257	▲ 1.5
○	伊予市	88,069	111,449	23,380	8.2	93,734	5,665	2.1
○	四国中央市	99,703	111,694	11,991	3.9	106,117	6,414	2.1
	西予市	84,090	86,823	2,733	1.1	86,823	2,733	1.1
	東温市	99,140	101,613	2,473	0.8	101,613	2,473	0.8
○	上島町	94,405	121,467	27,062	8.8	100,479	6,074	2.1
	久万高原町	109,618	106,962	▲ 2,656	▲ 0.8	106,962	▲ 2,656	▲ 0.8
○	松前町	91,645	111,445	19,800	6.7	97,540	5,895	2.1
○	砥部町	86,658	95,372	8,714	3.2	92,233	5,575	2.1
	内子町	104,995	90,469	▲ 14,526	▲ 4.8	90,468	▲ 14,527	▲ 4.8
○	伊方町	100,191	106,656	6,465	2.1	106,636	6,445	2.1
	鬼北町	87,689	82,709	▲ 4,980	▲ 1.9	82,709	▲ 4,980	▲ 1.9
○	松野町	69,213	76,460	7,247	3.4	73,666	4,453	2.1
	愛南町	98,411	84,379	▲ 14,032	▲ 5.0	84,379	▲ 14,032	▲ 5.0
	愛媛県	94,258	97,635	3,377	1.2	96,368	2,110	0.7

- 14市町が増加、6市町が減少
- 7市町が激変緩和措置の対象

(注意)

- 全国で約1,700億円の公費拡充のうち、1,600億円を反映(残りの100億円は31年度の執行段階で交付)
- 市町ごとの年齢調整後の医療費水準、所得水準等を反映
- 28年度が、制度改革による保険料負担の変動を捕捉するための基準年(国の設定)
- 保険料水準が1年当たり2.1%を超えて増加する市町に対しては、超過部分を減額する激変緩和措置を実施(激変緩和用国費で対応)
- 28年度、31年度とも、決算補填目的の法定外繰入等を行っていない場合の額、法定の保険料軽減分を減算する前の額に揃えて比較
- 28年度の実際の保険料額は、決算補填目的の法定外繰入等により、上記水準よりも低く抑えられている場合あり
- 31年度の保険料必要額は、納付金額から前期高齢者交付金の精算額を加減して算定
- 31年度に見込まれる診療報酬改定等を考慮

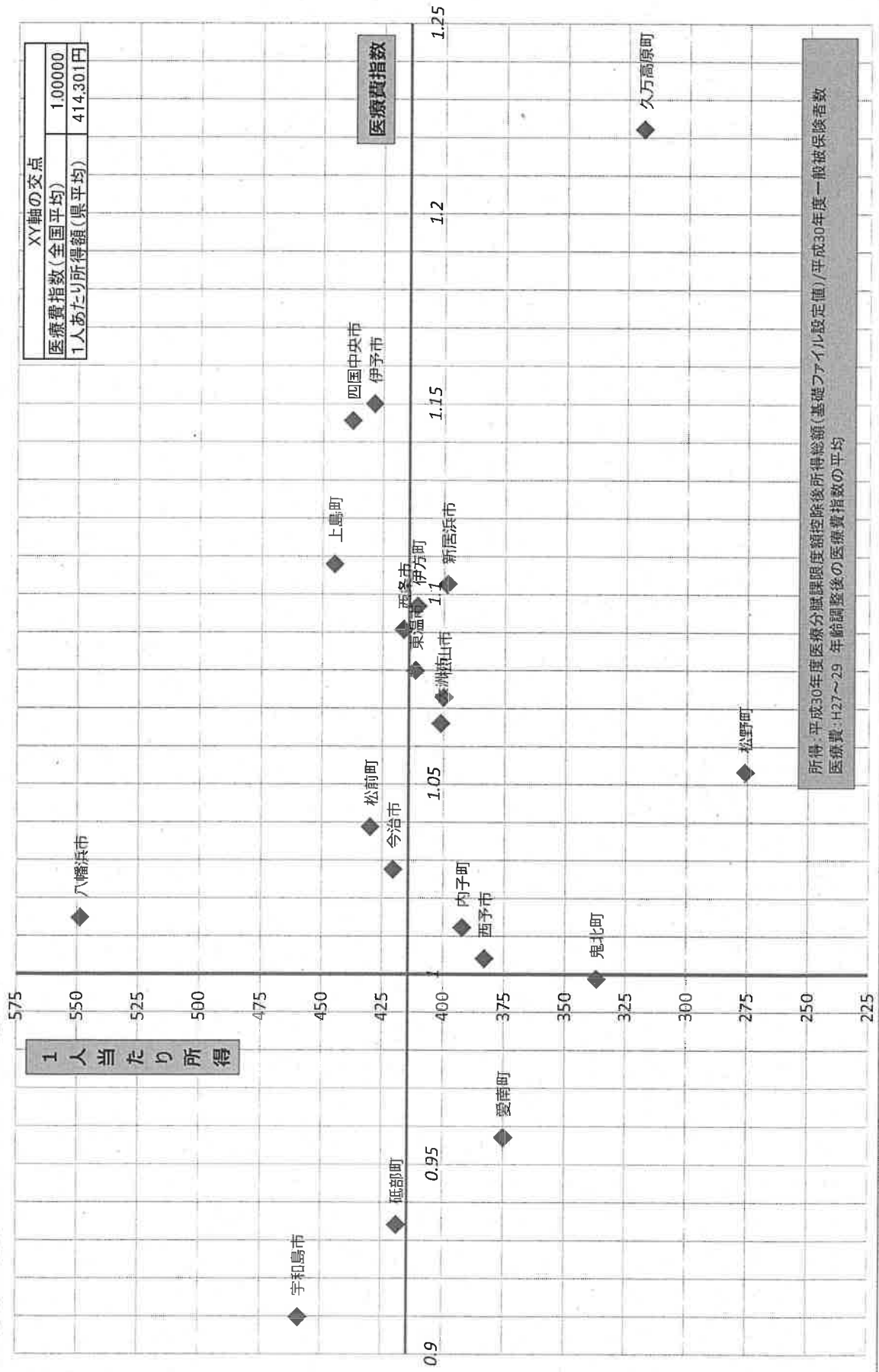
《標準保険料率（平成31年度）》

市町	区分	市町村標準保険料率 (3方式)				市町村の算定基準に基づく標準保険料率 (3・4方式)			
		所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
1 松山市	医療分	7.26		29,391	20,692	9.54		23,564	17,116
	後期分	2.48		10,001	7,041	3.31		8,050	5,847
	介護分	2.41		12,532	5,816	3.31		9,438	4,655
2 今治市	医療分	6.99		28,298	19,923	7.27	20.39	19,482	23,353
	後期分	2.45		9,869	6,948	2.83	5.15	6,808	7,345
	介護分	2.95		15,340	7,120	3.17	6.18	10,568	8,776
3 宇和島市	医療分	6.02		24,358	17,149	5.95	26.65	18,542	16,219
	後期分	2.54		10,230	7,202	2.47	11.11	7,802	6,824
	介護分	2.48		12,864	5,971	2.05	13.46	10,475	5,837
4 八幡浜市	医療分	7.21		29,154	20,526	7.37	32.30	19,536	23,789
	後期分	2.43		9,794	6,895	2.69	11.49	6,208	7,340
	介護分	2.44		12,655	5,874	2.16	10.51	9,959	6,544
5 新居浜市	医療分	7.25		29,322	20,644	8.87		24,993	16,758
	後期分	2.55		10,300	7,251	3.08		8,793	5,896
	介護分	2.36		12,278	5,699	2.86		9,993	4,431
6 西条市	医療分	7.40		29,946	21,083	8.34	18.93	23,348	17,616
	後期分	2.52		10,166	7,157	2.68	6.26	8,129	6,245
	介護分	2.33		12,095	5,614	2.50	6.94	9,451	4,447
7 大洲市	医療分	7.03		28,429	20,015	7.06	35.14	24,055	17,045
	後期分	2.38		9,605	6,762	2.32	11.48	8,137	5,766
	介護分	2.25		11,700	5,430	2.00	14.42	9,999	4,621
8 伊予市	医療分	6.66		26,952	18,975	7.33		21,362	23,618
	後期分	2.46		9,937	6,996	2.69		7,995	8,838
	介護分	2.28		11,841	5,496	2.39		9,483	6,360
9 四国中央市	医療分	7.91		31,995	22,525	7.30	24.43	28,153	19,676
	後期分	2.42		9,763	6,873	2.22	7.43	8,606	6,015
	介護分	2.65		13,780	6,396	2.51	11.35	11,645	5,247
10 西予市	医療分	6.44		26,037	18,331	7.27	23.03	17,408	19,525
	後期分	2.49		10,059	7,082	2.66	14.78	6,199	7,598
	介護分	2.20		11,418	5,299	2.21	10.99	6,913	6,398
11 東温市	医療分	7.48		30,279	21,317	9.37		24,612	17,524
	後期分	2.52		10,173	7,162	3.23		8,217	5,833
	介護分	2.43		12,622	5,858	3.33		9,564	4,555
12 上島町	医療分	7.24		29,301	20,629	7.78	48.25	18,599	21,489
	後期分	2.47		9,972	7,021	3.29	12.72	5,070	6,102
	介護分	2.22		11,544	5,358	2.21	10.90	8,361	5,813
13 久万高原町	医療分	9.21		37,279	26,246	11.85	60.89	21,958	25,673
	後期分	2.39		9,625	6,777	2.69	8.13	6,744	8,208
	介護分	2.41		12,517	5,809	1.55	10.83	13,524	6,167
14 松前町	医療分	6.97		28,203	19,856	8.56		21,299	20,336
	後期分	2.54		10,225	7,199	3.06		8,138	7,346
	介護分	2.42		12,572	5,835	3.31		9,237	4,806
15 砥部町	医療分	6.58		26,616	18,739	7.51		23,242	18,890
	後期分	2.55		10,278	7,236	2.98		9,015	7,030
	介護分	2.29		11,919	5,532	2.70		9,980	5,192
16 内子町	医療分	6.84		27,673	19,483	7.01	28.28	21,266	17,368
	後期分	2.27		9,138	6,434	2.32	9.40	7,079	5,627
	介護分	2.19		11,401	5,292	2.17	12.08	8,766	4,530
17 伊方町	医療分	8.06		32,628	22,971	8.12	55.37	19,803	22,750
	後期分	2.46		9,935	6,995	2.54	12.56	6,939	5,664
	介護分	2.29		11,882	5,515	2.53	10.74	7,739	4,932
18 鬼北町	医療分	6.47		26,194	18,441	7.31	32.11	16,692	18,439
	後期分	2.36		9,528	6,708	2.59	13.67	6,900	5,316
	介護分	2.04		10,594	4,917	2.45	11.41	7,399	3,966
19 松野町	医療分	5.66		22,898	16,121	6.58	20.44	15,173	17,837
	後期分	2.47		9,966	7,016	2.82	7.92	7,038	7,462
	介護分	2.78		14,459	6,711	3.12	7.74	10,447	6,638
20 愛南町	医療分	5.99		24,243	17,068	6.24	26.89	14,888	20,426
	後期分	2.57		10,361	7,295	2.78	9.55	6,403	8,546
	介護分	2.18		11,311	5,250	2.42	7.36	6,924	5,621

○「市町村標準保険料率」は、県内統一の方式により、保険料必要額を確保するための料率を算定したもの

○「市町村の算定基準に基づく標準保険料率」は、各市町が現状で採用している方式で、保険料必要額を確保するための料率を算定したもの

医療費指数と所得の分布



参考（H30納付金等算定結果）

《1人当たり保険料必要額（平成30年度）》

市 町		平成28年度 (実績ベース) (円)	平成30年度 (算定結果) (円)	H28-H30 増減額 (円)	1年当たり 増減率 (%)
1	松山市	91,465	89,131	▲ 2,334	▲ 1.3
2	今治市	95,248	91,069	▲ 4,179	▲ 2.2
3	宇和島市	98,057	87,143	▲ 10,914	▲ 5.4
4	八幡浜市	112,730	103,851	▲ 8,879	▲ 3.9
5	新居浜市	93,003	93,985	982	0.5
6	西条市	95,428	93,704	▲ 1,724	▲ 0.9
7	大洲市	98,536	90,731	▲ 7,805	▲ 3.9
8	伊予市	88,716	91,317	2,601	1.5
9	四国中央市	99,908	99,815	▲ 93	▲ 0.1
10	西予市	84,547	85,947	1,400	0.8
11	東温市	99,234	93,221	▲ 6,013	▲ 3.0
12	上島町	94,568	97,413	2,845	1.5
13	久万高原町	110,193	100,296	▲ 9,897	▲ 4.4
14	松前町	91,714	94,534	2,820	1.5
15	砥部町	87,176	89,916	2,740	1.6
16	内子町	105,056	86,571	▲ 18,485	▲ 8.4
17	伊方町	100,290	103,420	3,130	1.6
18	鬼北町	88,043	88,201	158	0.1
19	松野町	69,797	71,837	2,040	1.5
20	愛南町	98,973	84,614	▲ 14,359	▲ 7.0
愛媛県		94,501	91,262	▲ 3,239	▲ 1.7

(注意)

- 平成28年度、30年度とも、国から示された算定方法に基づき、決算補填目的の法定外繰入等を行っていない場合の額、法定の保険料軽減分を減算する前の額に揃えて比較しているため、国・県が公表している国民健康保険事業状況の1人当たり調定額とは異なる。
- 平成28年度の実際の保険料額は、決算補填目的の法定外繰入等により、上記水準よりも低く抑えられている場合がある。
- 平成30年度以降も、実際の保険料は標準保険料率を参考として各市町が決定するため、この算定結果が実際の保険料額・保険料率を示すものではない。

《標準保険料率（平成30年度）》

市町	区分	市町村標準保険料率 (3方式)				市町村の算定基準に基づく標準保険料率 (3・4方式)			
		所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
松山市	医療分	6.80		27,398	19,430	8.64		21,949	16,131
	後期分	2.44		9,845	6,982	3.07		7,929	5,828
	介護分	2.00		10,484	4,837	2.61		7,889	3,858
今治市	医療分	6.46		26,006	18,443	6.75	20.76	17,923	20,807
	後期分	2.39		9,657	6,848	2.50	7.20	6,607	7,377
	介護分	2.52		13,220	6,099	2.42	7.97	9,154	6,965
宇和島市	医療分	5.86		23,625	16,754	5.99	25.58	17,913	15,634
	後期分	2.40		9,687	6,870	2.29	10.14	7,371	6,433
	介護分	1.99		10,422	4,808	1.62	10.10	8,414	4,655
八幡浜市	医療分	6.65		26,803	19,008	6.56	31.07	18,795	22,336
	後期分	2.37		9,585	6,798	2.49	11.62	6,386	7,368
	介護分	1.99		10,437	4,815	1.70	8.97	8,601	5,665
新居浜市	医療分	7.22		29,082	20,625	9.02		24,592	17,048
	後期分	2.51		10,165	7,209	3.08		8,605	5,965
	介護分	1.92		10,074	4,648	2.33		8,153	3,605
西条市	医療分	6.99		28,174	19,981	7.85	17.63	22,041	16,637
	後期分	2.43		9,822	6,966	2.56	5.93	7,869	6,044
	介護分	1.92		10,080	4,650	2.04	5.65	7,902	3,670
大洲市	医療分	7.02		28,271	20,050	6.77	31.56	23,911	16,999
	後期分	2.24		9,056	6,423	2.09	9.70	7,666	5,450
	介護分	1.75		9,158	4,225	1.50	9.62	7,806	3,535
伊予市	医療分	6.50		26,171	18,560	8.04		22,709	16,636
	後期分	2.41		9,746	6,912	2.82		8,471	6,206
	介護分	2.00		10,486	4,838	2.31		8,715	4,233
四国中央市	医療分	7.54		30,357	21,529	7.00	23.32	26,684	18,679
	後期分	2.31		9,322	6,611	2.19	7.28	8,205	5,743
	介護分	2.16		11,309	5,218	2.08	8.83	9,553	4,273
西予市	医療分	6.48		26,093	18,505	7.34	22.52	17,604	19,413
	後期分	2.46		9,963	7,065	2.61	14.18	6,194	7,465
	介護分	1.85		9,717	4,483	1.81	8.54	6,014	5,549
東温市	医療分	6.86		27,645	19,606	8.49		22,439	20,080
	後期分	2.46		9,941	7,050	2.91		7,866	7,656
	介護分	1.99		10,446	4,819	2.50		8,294	4,576
上島町	医療分	7.08		28,526	20,231	7.12	50.15	19,461	20,859
	後期分	2.42		9,800	6,950	2.98	13.51	5,209	6,381
	介護分	2.06		10,819	4,992	1.51	14.16	8,727	6,144
久万高原町	医療分	8.57		34,524	24,484	10.10	68.70	21,224	23,270
	後期分	2.33		9,400	6,666	2.50	9.71	6,807	7,714
	介護分	2.03		10,625	4,902	1.24	12.16	10,875	5,491
松前町	医療分	6.95		27,981	19,844	9.15		21,610	20,794
	後期分	2.39		9,678	6,864	2.92		7,864	7,156
	介護分	1.93		10,139	4,678	3.07		7,749	4,037
砥部町	医療分	6.56		26,414	18,732	7.52		22,778	16,424
	後期分	2.42		9,764	6,925	2.84		8,433	6,081
	介護分	1.71		8,988	4,147	2.06		7,583	3,509
内子町	医療分	6.69		26,969	19,126	6.28	28.94	21,684	17,206
	後期分	2.17		8,753	6,208	2.19	10.02	7,087	5,478
	介護分	1.72		9,000	4,152	1.64	10.09	7,185	3,567
伊方町	医療分	8.27		33,321	23,631	7.45	48.92	25,361	30,511
	後期分	2.31		9,326	6,614	2.12	10.34	8,170	6,985
	介護分	1.82		9,549	4,405	1.69	7.26	7,730	4,994
鬼北町	医療分	7.28		29,334	20,804	8.31	35.00	19,052	20,812
	後期分	2.34		9,449	6,701	2.57	13.10	6,969	5,313
	介護分	1.61		8,462	3,904	1.96	9.43	5,822	3,092
松野町	医療分	5.60		22,566	16,004	5.88	26.45	15,822	18,287
	後期分	2.34		9,446	6,699	2.39	9.80	7,041	7,341
	介護分	2.56		13,394	6,179	2.51	11.01	10,038	6,376
愛南町	医療分	6.31		25,417	18,025	6.39	28.33	15,802	21,348
	後期分	2.43		9,826	6,969	2.56	9.02	6,146	8,080
	介護分	1.73		9,091	4,194	1.90	5.39	5,560	4,525

○「市町村標準保険料率」は、保険料必要額を確保するための料率を、各市町同一の方式により算定したもの。

○「市町村の算定基準に基づく標準保険料率」は、保険料必要額を確保するための料率を、市町の実際の賦課方式により算定したもの。